

件名	令和5年度道路除雪について
----	---------------

1 目的

冬期間の降積雪時における道路交通の確保について、市管理道路の除排雪を適切に実施し、市民生活の安全・安心と経済活動の確保を図ることを目的とする。

2 除雪対策本部の設置期間

令和5年11月15日から令和6年3月15日まで。

除雪対策本部の設置箇所：小矢部市役所都市建設課

（夜間、土日祝日において出動待機している場合：小矢部市赤倉機械格納庫）

3 除雪機械の配備計画

除雪機械の台数 144台

除雪作業の業者数 48業者

4 除雪出動基準

車道除雪・・・新降雪深が10cm

歩道除雪・・・新降雪深が20cm

ただし、その他特別の事由等により本部長（市長）、実施部長（産業建設部長）が特に必要と認めた場合にも出動するものとする。

5 道路除雪について住民の皆さんに協力を要請する事項

- ・路上駐車禁止
- ・自宅前出入口の除排雪と投雪自粛
- ・除雪作業の支障となる物件の表示と樹木のせん定
- ・屋根雪下ろし等の後始末の励行

また、大雪が予想されるときは、立往生や事故のリスクが高まり、大変危険ですので、不要不急の外出は控えるようにお願いします。